

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における
被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡）において、一部負担金の免除措置に対し、平成 25 年 2 月 28 日まで財政支援すること等としていました。今般、財政支援の期間を下記のとおり延長することを予定していますので、貴管下保険者及び関係団体においては、内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料（別紙 1）により周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について

避難指示等対象地域（※）の被保険者等（東日本大震災発生後に、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金の免除措置を平成 26 年 2 月 28 日まで延長することとし、これに対し、平成 25 年度において、平成 25 年 2 月 28 日までと同様の財政支援を予定していること。

（※）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。）

2 一部負担金等免除証明書について

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合においては、避難指示等対象地域の被保険者等に対し、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を交付すること。

(2) 平成 25 年 3 月 1 日以降も引き続き、保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとする。

(3) 保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q & A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別添 Q & A（別紙 2）のとおり取り扱うこととする。

3 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、避難指示等対象地域（※）の被保険者等及び避難者（但し、特定健康診査等の受診対象者に限る。）について、平成 25 年度実施分まで延長すること。